

和光市と目白大学の相互協力協定書

和光市（以下「甲」という）と目白大学（以下「乙」という）は、乙が有する資源や人材を活用し、甲の地域福祉及び教育等の分野での発展に向け、相互に連携のもと施策を推進するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 地域の福祉、教育及び労働等の分野における心理的問題等に対して、有機的な連携により、その解決等に向けた環境の整備に貢献することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的達成のため、次の事項について相互に連携協力するものとする。

- (1) 学校（教育）支援に関する事項
- (2) 発達障害に関する事項
- (3) 職場内のメンタルヘルスに関する事項
- (4) 地域人材の育成に関する事項
- (5) その他、甲と乙が必要と認める事項

（個別の事業等）

第3条 前条各号に掲げる事項について、個別の事業等を実施する場合は、甲と乙において協議のうえ、これを決定し、必要に応じて別に協定を締結するものとする。

（協定の期間）

第4条 本協定の協定期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日までに、甲、乙のいずれか一方からこの協定を終了させる旨の意思を表示しないときは、本協定は1年間ごとに自動的に更新され、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又は運用にあたり疑義が生じた事項については、甲と乙において協議のうえ、これを解決する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ署名のうえ、各1通を保管する。

平成21年2月5日

甲 和 光 市 長

署名 野木 実

乙 目 白 大 学 長

署名 佐藤 弘毅